

資料3 - 4 国土交通省説明資料
男女共同参画会議 監視・影響調査専門調査会（第3回）

性別による把握及び表示が行われていない統計調査

統計調査等名	港湾調査（指定統計第6号）
調査目的	港湾の実態を明らかにし、港湾の開発、利用及び管理に資することを目的とする。
調査概要	<p>1. 調査事項及び項目（主なもの） 入港船舶：入港日、船名、総トン数、航路名、国籍、用途 船舶乗降人員：乗込人員、上陸人員 海上出入貨物：輸出入移出入区分、貨物形態、品名、数量等</p> <p>2. 申告義務者 入港船舶：船舶運航事業を営む者 船舶乗降人員：船舶運航事業を営む者 海上出入貨物：港湾運送業、船舶運航事業を営む者 上記の他に当該事項の実態を把握することができる者</p> <p>3. 調査対象港湾 省令の別表で定める港湾：814港</p> <p>4. 調査期日 大規模港湾は毎月調査、小規模港湾は年1回調査 （172港） （642港）</p>
性別による把握及び表示が行われていない理由	<p>当該調査において性別の把握が可能な調査事項には「船舶乗降人員」が該当するが、申告義務者は基本的に船舶運航事業を営む者（所謂、旅客船会社である）であり、通例、発券した乗船券を基に当該港湾の乗降人員を計算し申告している。</p> <p>乗船券は主に券売機で購入されることから、仮に性別を把握するためには、券売機に性別ボタンを設けるか、社員が乗降する人員を性別毎にカウントするしかなく、申告義務者である旅客船会社への負担なども考慮すると現実的には調査は不可能である。</p>
改善の方針	<p>上記の理由により、「船舶乗降人員」の性別の把握が不可能なため、現行の調査を継続することとする。</p>

男女共同参画会議 監視・影響調査専門調査会（第3回）

性別による把握及び表示が行われていない統計調査

統計調査等名	船員労働統計調査（指定統計第90号）
調査目的	船員の報酬、雇用等に関する実態を明らかにすることを目的とする。
調査概要	<p>1．調査対象</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般船舶に乗り組む船員についての調査 漁船に乗り組む船員についての調査 特殊船に乗り組む船員についての調査 <p>・主な内容（一般船舶、漁船、特殊船によって調査項目が異なる）</p> <ul style="list-style-type: none"> 年齢、船員数、報酬額、経験年数、時間内労働時間、時間外労働時間、船舶の稼働日数、船舶隻数、船舶総トン数、水揚高、航海日数、航海回数、乗組員数、漁業期間、給料・最低保障額等 <p>2．申告者義務 当該船員を雇用する船舶所有者</p> <p>3．調査期間</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般船舶は、毎年6月と12月を調査期間として、標本調査（無作為抽出）で行っている。 漁船は、各船ごとに1年分を12月末日時点で、漁業種類ごとに悉皆調査している。 特殊船では、船舶所有者が雇用する船員を全てまとめて、毎年6月を調査期間として悉皆調査している。
性別による把握及び表示が行われていない理由	<p>女子船員の数が少ないことから、標本調査を行っている一般船舶では、船種・職種別に集計・分析するための統計精度が保たれないこと</p> <p>また漁船や特殊船では、極端に女子船員が少ないことから、男女を比較することの統計的有意性が薄く、申告者に記入負担を増やすことに見合うだけの成果を得られることが可能かどうか疑問であったことから、性別による把握を行っていなかった。</p>
改善の方針	<p>「統計行政の新たな展開方向」（平成15年8月1日各府省統計主管部局長等会議申合せ）による既存統計の見直しに合わせて、性別による把握及び表示について平成19年度までに検討する。</p>

男女共同参画会議 監視・影響調査専門調査会（第3回）

性別による表示が行われていない統計調査

統計調査等名	住宅需要実態調査（承認統計）
調査目的	住宅及びそのまわりの住環境の評価、住宅の住替え・改善の意向など、住宅に関する主観的データを把握することにより、住宅政策を検討するための基礎資料を得ることを目的とする。
調査概要	<p>5年周期の承認統計(直近は平成15年) 調査対象は、全国の普通世帯約10万世帯（無作為抽出） 回答数は約8万7千件(平成15年) <主な調査項目></p> <ol style="list-style-type: none"> (1)現在の住まいに対する感じ方（住宅・住環境に対する評価等） (2)住居費負担とその評価 (3)住宅の設備や性能とその評価 (4)最近の居住状況の変化 (5)住宅の住み替え・改善の意向 (6)今後の住まい方の意向 (7)老後の住まい方 (8)子育てについて重要な要素 (9)住宅の相続 (10)別荘やセカンドハウスの有無と保有計画
性別による表示が行われていない理由	<p>主に以下の課題があり、調査目的である住宅政策を検討するための基礎資料として意味のある集計が可能かどうか不明な状況であるため、男女別の集計はしていない。</p> <p>本調査は世帯単位の調査であり、世帯の総意として回答していると認識しており、例えば「家計を主に支える者」の男女別で満足度等の調査結果に差異があったとしても、性別による差異とは一概にはいえない。 したがって、性別を考慮した家族構成の分類方法の検討が必要である。</p> <p>性別を考慮した家族構成の分類により満足度等の調査結果に差異があったとしても、面積等の客観的状況による違いなのか、性別によるものなのかの分析が必要である。</p>
改善の方針	<p>上記の課題について、調査目的である住宅政策を検討するための基礎資料を得るために有意義な集計・分析の方法を検討する。 その結果をふまえて、次回調査（平成20年）から、必要な項目について、性別を考慮した家族構成の分類ごとに集計する。</p>